# 第1回宇都宮市景観審議会議事録

平成 19年6月26日 午後2:00~ 14A会議室

# 出席委員

1号委員(学識経験者)

藤本信義委員,赤羽薫委員, 小花伸子委員,岡田義治委員,上田由美子委員

2号委員(関係団体代表)

增渕薫委員, 坂本眞人委員, 永沼憲雄委員, 高梨道太郎委員

(9名)

# 欠席委員

岡田豊子委員(1名)

# 出席幹事

笠井純幹事, 栗田健一幹事, 関哲雄幹事 (3名)

# 事務局

飯塚由貴雄書記,齋藤貴司書記,高橋功書記, 大根田厚史書記,佐藤靖子書記 (5名)

#### < 1. 開会 >

#### 【開会前】

### 飯塚補佐

お忙しい中ご出席いただきまして,誠にありがとうございます。 定刻となりましたので,只今から,「第1回宇都宮市景観審議 会」を開会いたします。

#### 飯塚補佐

はじめに、この審議会は「附属機関の会議の公開に関する要領」からは、全体を通して基本的に公開となっておりまして、記者の方の写真やビデオ撮影も許可してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### < 2. 委嘱状交付 >

飯塚補佐

それでは、まず始めに、宇都宮市景観審議会委員の皆様に対する委嘱状を交付いたします。

お名前をお呼びいたしますので、市長から委嘱状をお受け取り ください。

#### 飯塚補佐

はじめに,第1号委員として,学識経験者のお立場でご出席いただいた委員の方々に委嘱状を交付いたします。

藤本 信義(ふじもと のぶよし)様

赤羽 薫(あかばね かおる)様

小花 伸子(こはな のぶこ)様

岡田 義治(おかだ よしはる)様

上田 由美子(うえだ ゆみこ)様

# 飯塚補佐

次に,第2号委員として,関係団体からご出席いただいた委員の方々に委嘱状を交付いたします。

岡田 豊子 (おかだ とよこ)様 についきましては、本日、 所要により、欠席されております。続きまして、

増渕 薫 (ますぶち かおる) 様

坂本 眞人(さかもと まさと)様

永沼 憲雄 (ながぬま のりお)様

高梨 道太郎 (たかなし みちたろう) 様

# < 3. 市長挨拶 >

飯塚補佐

それでは、開会にあたり、市長より、ごあいさつ申し上げます。

市長

宇都宮市景観審議会の開催及び委員をお引き受けいただきまして心から御礼を申し上げます。

みなさまご存知のとおり、JR宇都宮駅西口の看板群が大変不評でございまして、日本でもっとも汚い、醜いと言われるようなことが週刊誌にも載った次第であります。そういった指摘以外にも日本が高度成長を経て、成長したその名残といいますか、残されたものが機能とか都市の魅力といったものの後に置き去りにされたものが景観ではないかと思っております。

確かに都市機能あるいは都市の魅力づくりには、大いにこの高度成長における経済の力というのは、十分に発揮されたわけでありますが、残された部分の「景観」について、今からでもみなさま方からお知恵を拝借して、宇都宮の中で宇都宮独自の「景観計画」を作りながら、これからの子どもたちにもそして、今住んでいる方々にも「住んで居てよかった」あるいは、他の方々から「移り住んでみたい宇都宮」そういう街を「景観計画」をもとに作ってまいりたいと思っております。

よく「景観」の話をしますと、ヨーロッパの街並み、そういった所が歴史上も比較され、大いに話題になるところであります。 日本を見ますと、京都あるいは小京都と言われるような所はいざ知らず、それ意外の所は、どこを切っても金太郎飴のような同じようなまちづくりがなされているのが現状であると思いますし、建物のデザインや道路のデザインなども同じような作りがなされています。

ぜひこれを契機に「景観計画」のもとで、委員のみなさま方のお知恵やあるいは仕事におかれる経験を十分に活かしていただきまして、宇都宮ならではの「景観計画」をぜひ作っていただきたいと思います。宇都宮に行ってみて、あるいは宇都宮に住んでみて、他のまちとはひとつ違う、金太郎飴のような同じ顔ではない、そんなまちづくりに寄与できるような「景観計画」をぜひ作っていただくことを心からお願いをいたします。

結びになりますが、たいへん暑い中で恐縮でありますけれども、 これから数回にわたりまして、みなさま方に大変なご苦労をおか けするかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 飯塚補佐

ありがとうございました。ここで,大変申し訳ございませんが, 市長は別な会議がございますので、退席させていただきます。

# <資料確認>

飯塚補佐

次に、本日の会議資料について確認させていただきます。 先日,送付いたしました,

- 宇都宮市景観審議会名簿
- · 第 1 回 宇 都 宮 市 景 観 審 議 会 次 第
- · 資料 1 「宇都宮市景観審議会関係資料」
- ・資料2「宇都宮市景観計画(案)について」説明資料
- ・資料3「宇都宮市景観計画(案)」冊子
- ・参考資料1「宇都宮市景観計画(案)概要版」
- ・参考資料2「今後の景観施策について」
- ・参考資料3「(仮称) 宇都宮市景観条例(案) について」
- ・参考資料4「他都市の景観計画策定状況(国交省調べ)」 となります。

以上不足しているものがありましたら、お知らせください。 よろしいでしょうか。

#### < 4. 出席者紹介 >

飯塚補佐

それでは、今回は、初めての審議会でございます。

ここで, 改めまして, 委員の皆様のご紹介と, 幹事・事務局職 員の紹介をさせていただきます。

お手元の「宇都宮市景観審議会名簿」をご覧下さい。

はじめに,委員の皆様をご紹介いたしますので,恐れ入ります がご起立し、一言ご挨拶をお願いいたします。

第1号委員として、学識経験者のお立場でご出席いただいてお ります 藤本 信義(ふじもと のぶよし)委員です。

藤本委員

飯塚補佐

赤羽委員

飯塚補佐

小花委員

飯塚補佐

岡田(義)委員

飯塚補佐

藤本です。よろしくお願いします。

同じく、赤羽 薫(あかばね かおる)委員です。

赤羽です。よろしくお願いします。

同じく、小花 伸子(こはな のぶこ)委員です。

小花です。よろしくお願いします。

同じく、岡田 義治(おかだ よしはる)委員です。

岡田です。よろしくお願いします。

同じく、上田 由美子(うえだ ゆみこ)委員です。

# 上田委員

上田です。よろしくお願いします。

### 飯塚補佐

次に, 第2号委員として, 関係団体からご出席いただいております方をご紹介いたします。

まず、岡田 豊子 (おかだ とよこ) 委員ですが、本日は所要 により欠席となっております。

### 飯塚補佐

同じく、増渕 薫(ますぶち かおる)委員です。

# 増渕委員

増渕です。よろしくお願いします。

# 飯塚補佐

同じく,坂本 眞人(さかもと まさと)委員です。

# 坂本委員

坂本です。よろしくお願いします。

# 飯塚補佐

同じく、永沼 憲雄(ながぬま のりお)委員です。

# 永沼委員

永沼です。よろしくお願いします。

# 飯塚補佐

同じく, 高梨 道太郎 (たかなし みちたろう) 委員です。

# 高梨委員

高梨です。よろしくお願いします。

飯塚補佐

委員の皆様方には、今後何かとお世話になりますが、よろしく お願い申し上げます。

#### 飯塚補佐

続きまして, 幹事及び事務局職員を紹介いたします。

まず, 幹事の紹介をいたします。

都市開発部長 の 笠井 純(かさい じゅん)です。

都市開発部次長 の 栗田 健一(くりた けんいち)です。

都市計画課長 の 関 哲雄(せき てつお)です。

続きまして、書記の紹介をいたします。

まず.

都市計画係長

の 齋藤 貴司 です。

都市景観係長

の 高橋 功 です。

都市計画グループ総括主査

の 鈴木 克典 です。

都市景観グループ総括主査

の 大根田 厚史 です。

都市景観グループ主任

の 佐藤 靖子 です。

最後に私,

都市計画課課長補佐

の飯塚 由貴雄 です。

今後ともよろしくお願いします。

# <審議会概要>

飯塚補佐

続きまして、ここで宇都宮市景観審議会の組織及び当審議会の 公開について確認の説明をさせていただきます。

# 高橋係長

お手元の資料,資料1の「宇都宮市景観審議会関係資料」の1 ページをご参照ください。「宇都宮市景観審議会の概要について」 でございます。

まず、設置の経緯と根拠についてでございますが、平成16年 に景観法が制定されまして、中核市である本市におきましては、 景観法に基づきます景観行政団体に位置づけされております。

これを受けまして、本市におきましても景観法に基づく「宇都宮市景観計画」の策定、及び「宇都宮市景観条例」を制定しまして、良好な景観形成を推進していくこととしております。

これらの推進にあたりましては,主に規制・誘導に係る景観施策を中立・公平な立場で様々な角度から専門的に審議するため, 景観審議会を設置するものであります。

次に,職務につきましては,市長の諮問に応じ,次の事項について調査審議していただくことにしております。

まず、景観計画に関する事項としまして、市が景観計画の策定及び変更するとき、その議を経ること、市民等による景観計画の提案に関する事項を調査審議していただく、さらにその他良好な景観形成に関する事項となっております。

参考としまして、都市計画審議会との関わりを示しておりますが、景観計画で定める規制基準は、建物等の形態・意匠のほか、土地利用の制限に係るものもあり、都市計画法との整合性を図る必要があることから、景観法第9条第2項に基づき、景観計画を定めるときには、都市計画審議会の意見を聴くものとされております。

また、当審議会は、景観計画の策定など、景観について専門的 に協議を行う市の諮問機関として役割を担っていただきたいと思 っております。

その下に手続きフローがありますが、中ほどに景観審議会の諮問が二重線で囲ってありますが、今回がこれにあたるものであります。

この審議会を経まして、都市計画審議会の意見を聴取いたします。その後、市としまして景観計画の決定をしてまいりたいと考えております。

次に、会議の公開についてですが、こちらは、審議会の運営要領に記載されておりまして、この後審議していただきたく、後ほどご説明いたしますが、審議会の開催は、原則これを公開といたします。ただし、議長は出席委員の2分の1以上が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。こととしております。最後に、会議の開催予定ですが、おおむね年2回を予定しております。

続きまして,次ページの「宇都宮市景観審議会規則」について ご説明させていただきます。

まず, 趣旨ですが,

第1条としまして、この規則は、宇都宮市附属機関に関する条例(昭和42年条例第1号)第3条の規定に基づき、宇都宮市景観審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものでございます。第2条といたしまして、組織ですが、審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審議会に会長及び副会長を 1 人置き,委員の互選に よって定める。
- 5 会長は、審議会を代表し、審議会の会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、 その職務を代理する。

審議会の会議ですが、

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議 長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

意見の聴取等ですが、

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に 関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は 必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、都市開発部都市計画課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に ついて必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。 以上となります。

### <会議の公開>

齋藤係長

次に、会議の公開についてですが、本市におきましては、その会議状況を市民に明らかにし、公正かつ透明な市政の推進を図るとしていることから、本審議会は、資料1の4ページにございます、「附属機関等の会議の公開に関する要領」により原則公開となります。

また、必要があると認めるときは非公開とすることができますが、会議を非公開とする基準については、宇都宮市情報公開条例第7条、行政情報の公開義務、各号に定める非公開情報に該当する情報に関して審議等を行うとき、あるいは、公開することにより個人に関する情報や公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき、としております。

会議の公開は、傍聴を認めることにより行います。あらかじめ 傍聴を認める定員を定め、傍聴席を設けるものとしております。

同様に議事録につきましても、情報公開条例第7条各号に該当 する情報は、非公開となります。

なお,本日の会議については、傍聴者は5名でございます。

# <定足数報告>

齋藤係長

ここで,議事に入ります前に,事務局より本会の成立について ご報告いたします。

本日の会議でございますが、現在出席委員は9名でございます。 これは、当審議会規則第3条にございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の 成立をご報告いたします。

### < 5. 護事>

飯塚補佐

それでは、早速「5. 議事」に入らせていただきます。

本日の会議でございますが、審議会規則第3条により『会議は会長が議長となる。』また、会長及び副会長の選出にあたりましては、同規則第2条によりまして『委員の互選による。』こととなっております。

# <仮議長選出>

飯塚補佐

本日は、委員委嘱後最初の会議でございますので、まだ議長の職務を行う方がいらっしゃいません。つきましては、議長が決定するまでの間、『仮議長』を選出し、議事を進行してまいりたいと存じます。『仮議長』の選出について、誠に僭越ではございますが、事務局に一任いただいてよろしいでしょうか。

#### 各委員

異議なし。

#### 飯塚補佐

ありがとうございます。

それでは、本日出席の委員の中から、本市の他の審議会でもご 経験がございます赤羽委員に仮議長をお願いしたいと存じます。 赤羽委員よろしくお願いいたします。

# 赤羽仮議長

只今,事務局より仮議長に指名されました赤羽です。議長を努める会長が選任されるまでの間,皆様のご協力をいただきながら議事をスムーズに進めていきたいと考えておりますので,よろしくお願いいたします。

# < 5(1)ア 会長・ 副会長選出 >

赤羽仮議長

それでは、会長及び副会長の選出でございますが、先ほど事務局からの説明がありましたとおり、「委員の互選による。」とございます。

委員の皆様,ご意見ございますか。

#### 永沼委員

私は、前の景観計画策定懇談会でも会長をやられ、景観分野で の造詣が深いと思われるので、会長にふさわしいのではないかと 思いますので藤本委員を推薦したいと思います。

#### 赤羽仮議長

只今, 永沼委員から**藤本信義委員**を会長に推薦する旨のご意見 がございました。他にご意見ございますか。

他にご意見がないようですので、お諮りいたします。

当審議会の会長として**藤本信義**委員を選出することについて, ご異議ございませんか。

#### 各委員

異議なし。

### 赤羽仮議長

ご異議が無いようですので,**藤本信義**委員を会長に選出することに決定いたします。

#### 赤羽仮議長

続きまして,副会長ですが,委員の皆様,ご意見ございますか。

# 小花委員

建築分野の第1人者であり、宇都宮市の景観行政に永らくお携わりになっている**岡田**委員を推薦したいと思います。

#### 赤羽仮議長

只今,小花委員から**岡田義治委員**を副会長に推薦する旨のご意 見がございました。他にご意見ございますか。

他にご意見がないようですので、お諮りいたします。

当審議会の副会長として**岡田義治**委員を選出することについて、ご異議ございませんか。

#### 各委員

異議なし。

# 赤羽仮議長

それでは、議長を会長に交替いたします。ご協力ありがとうご ざいました。**藤本**会長お願いいたします。

# <会長挨拶>

藤本会長

只今,会長に推薦いただきました藤本です。

一言、ご挨拶申し上げます。

今まで、まちなみ景観賞をはじめ、いろいろな形で市の景観づくりのお手伝いをさせていただきましたが、多少なりとも市民意識の高揚になったのかなと思いますが、ご案内のとおり平成16

年に景観法施行ということで、宇都宮市も景観行政団体ということになり、この景観計画を策定することになりました。

前年度は、景観計画策定の準備段階として宇都宮市景観計画策定懇談会で意見の取りまとめをさせていただきました。

今後、ますます美しい宇都宮市の景観づくり、平たく言えば風景づくりに向けて、副会長共々この景観づくりにむけて努力して 参りたいと思っております。

#### < 4(1)1

# 運営要領>

藤本会長

それでは、会議次第に従い会議を進めてまいりますが、まず、 当審議会の運営について、審議会規則第6条により、『審議会に諮って定める。』こととなっております。

そのため、事務局より説明をいただき、その後、ご質問、ご意 見をいただきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、説明いたします。資料は、宇都宮市景観審議会関係資料の2枚目の裏面になります。宇都宮市景観審議会運営要領(案)ということで、こちらにつきましては、宇都宮市景観審議会規則第6条の規定に基づき、審議会の運営についての事項を定めているものです。宇都宮市の他の審議会と同様に運営上の一般的な事項を定めているもので、特に景観審議会として特別な事項を定めているものはありません。

それでは,内容をご確認いただくために,当審議会運営要領(案) を読ませていただきます。

#### (趣旨)

- 第1条 この要領は、宇都宮市景観審議会規則(以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、宇都宮市景観審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。 (会議の公開)
- 第2条 審議会の会議は、これを公開とする。ただし、議長は、 出席した委員の2分の1以上が必要があると認めるときは、非 公開とすることができる。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、 又は傍聴人を退場させることができる。

#### (議事録)

- 第3条 審議会の会議については、議事録を作成し、出席者の氏 名、会議の概要その他重要な事項を記載しなければならない。
- 2 議事録には、議長が指名する委員2名が署名しなければならない。

(議案の送付)

第4条 会長は、会議の開催日の5日前までに、会議の議案を委員に通知しなければならない。ただし、会長が、急務を要すると認めた議案については、この限りではない。

(委員の発言)

第5条 委員及び幹事等の発言は、会長の許可のもとに行うものとする。

以上の内容となります。

この内容をご審議いただき、ご意義がなければ、本日から適用と考えております。

以上で説明を終わります。

#### 藤本会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

# 永沼委員

参考までにお聞きしたいのですが、傍聴人の数の制限についてですが、その前に先ほど「付属機関の会議の公開に関する要領」で、5公開の方法で「(2) 傍聴を認める定員をあらかじめ定め」となっているが、定員をどのように定めているのか。今回は、この定員を何名と定めているのか。また、その理由は何か。をお聞きしたい。

#### 事務局

基本的に傍聴人の人数を制限する規則はございません。実際に会議の運営上の問題となります。会議室の容量で、その人数が決まってきます。今回は、20名の定員となっておりますが、これが22名となってしまっても、会議は公開ですので入れるだけは許容することで考えています。部屋によっては、10名となることもあります。したがって、会議室の容量で決まってきてしまうということでご了解いただければと思っております。

藤本会長

ご意見・ご質問も出尽くしたようですので, 宇都宮市景観審議 会運営要領(案) についてはよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

藤本会長

それでは、運営要領(案)の(案)を消していただきます。

# <議事録

# 署名委員指名 >

藤本会長

それでは、会議次第に従い会議を進めてまいりますが、まず、 当運営要領第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員 といたしまして、小花伸子委員と上田由美子委員の両名を指名い たします。よろしくお願いいたします。

# < 5(2)審議>

藤本会長

それでは、議事に入ります。

本日の議題といたしまして,(2)「宇都宮市景観計画(案)について」の1件がございます。

#### <会議公開決定>

藤本会長

まず、議事に先立ちまして、会議の公開、非公開について確認いたします。

本日の案件につきましては、会議は公開とさせていただきます。 よろしいでしょうか。それでは、引き続き記者の方の写真やビデオ撮影を許可したいと思います。

#### 各委員

異議なし

### 藤本会長

それでは、事務局より説明をいただき、その後、ご質問、ご意 見をいただきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

### 関 課長

それでは、諮問事項としまして「宇都宮市景観計画 (案) について」ご説明いたします。

資料2をご覧ください。

第1に目的ですが、本市では、平成3年に「都市景観基本計画」 を、また平成13年には「都市景観ガイドライン」を策定し、平 成7年には「大規模建築物等の届出」を実施するなど、良好な景 観形成に努めてまいりました。また、平成16年景観法の施行により、本市は景観行政団体となり、景観法の制度の一つである「景観計画」を策定することで、法に基づく規制・誘導を行うことが可能となったため、「宇都宮市景観計画」を策定するものであります。

第2に現状と課題ですが、現在本市におきましては、平成3年に策定しました「都市景観基本計画」を基に、様々な施策に取り組んでおります。一つは「規制・誘導」、二つ目は「市民意識の高揚」、三つ目は「組織・体制づくり」など、主に3つの体系化を図り、取り組んでまいりました。

まず「規制・誘導」につきましては、先ほどの「大規模建築物等景観形成届出要綱」や屋外広告物条例による広告物の規制・誘導、住宅団地等の「地区計画」による建築行為の規制・誘導などに取り組んでおります。

「市民意識の高揚」につきましては、「まちなみ景観賞」の表彰制度や「景観出前講座」の開催、JR宇都宮駅西口や地元自治会などによる景観法の周知活動などに取り組んでおります。

「組織・体制づくり」につきましては、平成8年に専門係を設置し、違反広告物除却ボランティア制度の創設などに取り組んでおります。

(2)の現状と課題ですが、このような取り組みの中、本市の現状としましては、議会等から景観上の「規制」を伴う条例の制定が叫ばれており、世論調査でも何らかの景観上の規制はやむを得ないという意見が7割を越えております。また大谷地区では、奇岩群が国の名勝指定を受けたことで、文化的景観としての重要性も増してまいりました。右側の社会情勢の変化では、3にありますように国におきましては、平成15年に観光立国を目指し「美しい国づくり政策大綱」が示され、これを受けた形で平成16年に景観法が公布されました。

このような状況の中、下の課題でありますが、市の景観形成に対する指導力が求められてきておりますが、

- 規制には地元住民の合意形成が必要なこと。
- ・ 魅力ある景観形成には、地域の景観特性を活かした方針が 必要なこと。

・ 現行の規制・誘導では、法的担保がなく、十分な指導が出来なかったこと。

などの課題があり、規制・誘導の実効性が不可欠なものと考え、 景観法に基づく「景観計画」の策定が有効であるとの結論に至っ たものであります。

第3に本計画の位置付けでありますが、本市の基本的なまちづくりの方針であります「総合計画」や「都市マスタープラン」を踏まえまして、「都市景観基本計画」や「都市景観ガイドライン」を継承しつつ、その他の関連計画との整合性を図りとともに、市民、事業者、市の協働のもと、本市の魅力ある景観形成の保全・創出のため、策定する計画であります。

第4に計画の策定体制及び策定の経過でありますが、平成17年に庁内組織であります景観計画策定委員会を立ち上げ、昨年度には、学識経験者や関係団体及び公募委員で構成する20名からなる策定懇談会を開催し、様々な観点からご意見、ご要望をいただくとともに、今年の2月には、パブリックコメントを行いまして、広く市民からの意見もいただき、3月29日に当懇談会からの提言を受けたものであります。

こうした中、本年3月末日には旧上河内町、旧河内町と合併となり、人口50万の新宇都宮市となりました。

これを受けまして、本市の景観施策を行っていく上で、新市一体となって景観によるまちづくりを進める必要があり、旧2町を含めた「景観計画」とするため、上河内地域、河内地域での意見交換会を開催し、意見の集約を図り、本計画に組み入れたところであります。

第5に計画(案)の内容ですが、計画書(案)として資料3、概要版として参考資料1を提示させていただきました。

この2つの資料を元に説明させていただきます。

まずは、参考資料1をご覧ください。

これが、宇都宮市景観計画(案)の概要となります。

左上から序章といたしまして、景観計画の概要、左下の第1章 の景観計画区域からはじまりまして、全部で5章だてとなってお ります。

ご承知のようにこの景観計画は、景観法に基づき策定されるも

のでありますことから、法で規定された事項につきましては、第 1章から第4章までを、第5章では、景観計画をより充実したも のとなるよう、今後の取組みにつきまして述べております。

それではまず、序章についてでありますが、1に背景と目的、2では性格と役割、3では位置づけ、4に本市の良好な景観形成を行う上で、市民、事業者、市のそれぞれの立場において、役割と責務が求められます。また、良好な景観形成の実現は、お互いに連携・協力し合って始めて成し得るものと考えております。このようなことから、市民、事業者、市のそれぞれの役割を明記するとともに、市民と行政が一体となって良好な景観形成を推進することとしております。

次に、第1章の景観計画の区域についてでありますが、本市の 誇れる景観は、市内各所に点在しております。また、一部の人々 だけで景観形成を行うことでは、魅力ある景観の持続的発展は望 めません。本市におきましても、「まちなみ景観賞」や「うつのみ や百景事業」など景観に対する市民意識の向上を図るとともに、 周辺の景観に影響を及ぼす大規模な建築物などは、事前に届出を させるなど、全市的に取り組んできたところであります。

このようなことから、今後もこの取組みを継続させ、魅力ある景観を保全・創出するため、宇都宮市全域を景観計画区域としております。

またその中でも、赤枠にありますように、大谷地区や中心市街地、羽黒山や白沢宿など宇都宮を代表する誇れる景観の地域を「景観形成重点地区」として位置付け、また、地域住民が自ら景観形成を行う地域を「景観形成推進地区」として位置付け、さらにきめ細かな規制・誘導を行っていこうというものであります。

次に冊子の資料3のP11をご覧ください。

本市の誇れる景観を景観形成重点地区候補地域としまして、「個性ある景観」及び「郷土の景観」を示しております。また、P12には、本市の中心市街地として釜川プロムナードや宇都宮城址公園など「まちのシンボル景観」を示しております。

このよう候補地域を明記することによって、今後は重点地区の指定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

参考資料1にもどっていただきまして、次に、真ん中の上段

の第2章良好な景観形成の方針でございますが、こちらの方針につきましては、すでに「都市景観基本計画」及び「都市景観ガイドライン」が策定されておりますので、基本的にこれらを継承していくこととし、また、都市計画マスタープランとの整合も図っております。

したがいまして、(1)基本目標、(2)5つから成る基本方針につきましては、「都市景観基本計画」から継承し、(3)地域別景観形成の方針につきましては、景観特性から「都市景観ガイドライン」によります5つの景観ゾーンに分けると同時に、都市計画マスタープランにおける地域別計画を踏まえ、4つの地域に区分し、さらには、旧2町の「上河内地域」及び「河内地域」を含め、合わせて6つの地域に区分し、本市の良好な景観形成の方針を示すものであります。

再び資料3のP17をご覧ください。

こちらが地域別の景観類型図となります。旧宇都宮市におきましては「北西部地域」「中央地域」「東部地域」「南部地域」の4地域に分類されており、さらに旧2町の「上河内地域」「河内地域」の2地域を加えて、全部で6地域となっております。

また、P16ページにありますゾーン別景観としましては、旧宇都宮市、旧上河内町、旧河内町それぞれの都市計画マスタープランを踏まえながら、「山地丘陵景観ゾーン」「田園集落景観ゾーン」「住宅地景観ゾーン」「都心景観ゾーン」「工業流通景観ゾーン」の5つのゾーンに分類しております。

これらの地域別の景観形成方針として、P18ページ以降から それぞれ6地域ごとに方針を述べております。

再び参考資料1にもどりまして、右側上段の第3章良好な景観 形成のための行為の制限についてご説明いたします。

景観法に基づく景観計画は、この計画で行為の制限を盛り込む ことによって、規制・誘導が行える仕組みとなっております。

まず、1の市全域における制限につきましては、大規模行為における届出の義務であります。(1)大規模行為の届出対象範囲としましては、建築物については、高さ10mを超えるもの又は建築面積が1、000mを超えるものが対象となります。

また、工作物につきましても、高さ10mを超えるもの又は築

造面積が1,000㎡を超えるものなどとなっております。そのため、屋外広告物につきましても、高さ10mを超えるものにつきましては、届出をしていただくことになります。

(2) 行為の制限内容につきましては、様々な規定がされておりますが、特に建築物の屋根又は外壁などは、落ち着いた色彩ということで彩度3以下にすることとなっております。また、広告物につきましても周囲の景観に調和した色彩及びデザインにすることなどと規定しております。

さらに2の景観形成重点地区の制限につきましては、今後地元住民のみなさまのご意見を聴きながら、地区ごとに定められる行為を届出対象として、行為の規模、制限内容について別途地域独自のルールづくりを行うこととしております。

再び資料3のP31をご覧ください。

こちらが、良好な景観形成のための行為の制限となります。届出対象行為につきましては、先ほどご説明したとおりでございますが、工作物につきましては、下段の表 4 のように種別によって届出対象規模が違っております。また、開発行為につきましても、表 3 にありますように開発面積が 1 0 、 0 0 0 ㎡を超えるものについては、届出の対象としたところでございます。

P32をご覧ください。

こちらが行為の制限内容となっております。基本的には,これまで本市で行っておりました「大規模景観形成届出制度」のガイドラインを制限内容としております。主な項目としましては,

外部空間につきましては、「全面空地」として壁面後退を出来るだけ行う。建築要素につきましては、「屋根」「外壁」として彩度(3以下)を抑えた色にする。附属施設については、「照明」などによって、特に商店街では賑わいの演出を図ること。工作物については、周囲の景観に調和した位置、規模、色彩及びデザインとすること。また、共通項目として、既存の樹木・地形などの自然条件を活かす工夫をする。などとしております。

再び参考資料1にもどりまして、次に第4章につきましては、 その他の事項となりますが、いわば第1章から第3章までが必須 事項であり、第4章については選択事項となっております。しか しながら、今後の景観施策を行う上で、重要なものと考えますこ とから3項目について記載しております。

まずは、屋外広告物であります。現在は、本市の屋外広告物条例に基づき規制・誘導を行っておりますが、景観形成を行う上で、屋外広告物は重要な要素となるものであります。そのため、法律面でも景観法と屋外広告物法は互いに連携しあうこととなっており、今後指定予定の景観形成重点地区などでは、この屋外広告物の規制を盛り込んでいくことで考えております。今回の景観計画では、基本的な考え方までを記載しております。

次に2の景観重要建造物及び樹木に関する事項であります。

まちのシンボルや個性の創出など、その地域において重要な建造物及び樹木につきましては、景観重要建造物及び樹木として指定し、積極的に保全・活用を図ろうとするものであります。

次に3の景観重要公共施設の整備であります。公共施設は、その地域の景観の骨格をなすものであり、先導的な役割を果たすよう努めることとして、基本的考え方を示し、景観重要公共施設として位置付けていこうとするものであります。

最後に第5章といたしまして、今後の取り組みについてであります。本計画を策定しただけでは、良好な景観形成は図れません。この計画を市民や事業者に周知・PRを行うなど、啓発活動を進めること、さらには、現在取り組んでおります表彰事業などの拡充に努めながら、市民意識の高揚に努めることであります。

次に2の重点地区の推進であります。これは、先ほど説明いたしました、宇都宮を代表する誇れる景観の地域におきまして、積極的に指定を行って参りますが、その規制内容については、まずできることから始め、徐々にレベルを上げていくなどの段階的な対応やさらに厳しい制限を加えるための手法を取り入れるなど、地域の特性を活かしたルール作りを推進して行こうと考えております。

3つ目には、協働による景観づくりであります。最初にご説明いたしましたが、良好な景観形成は、市民、事業者、行政がパートナーシップのもとに協力し合わなければ実現は困難なものと考えられます。このようなことから、市民参加を促進することや市民からの提案制度などを活用しながら進めて参りたいと考えております。

以上が、「宇都宮市景観計画 (案)」の内容となっております。 資料2の2枚目をご覧ください。

今回の「景観計画」のおさらいになりますが、この計画の特徴としましては、1つ目は、合併町を含めた市全域を景観計画の区域とし、市民、事業者、市の役割を明記するなど、全市的に取り組むことを示したこと。2つ目は、今後指定予定の「景観形成重点地区」の候補地域を明記していること。3つ目は、候補地域の属するゾーンごとの景観形成に関する方針を明記しているため、具体的な規制内容について本計画をもとに地元調整に臨めること。4つ目は、これまで本市で行ってきた大規模建築物等の届出対象を高さ15mの建築物から、3階建て相当の10mの建築物に広げ、景観誘導を強化していること。であります。

また、この「景観計画」を運用するためには、条例が必要となりますので、条例(案)についてご説明いたします。

参考資料3をご覧ください。

(仮称) 宇都宮市景観条例(案) のイメージとなっております。 左側下段の条例の主な内容としまして、1から7項目を挙げさせ ていただいております。

1の目的につきましては、本市の基本理念や景観法の必要事項 を定めることによって、宇都宮らしい良好な景観形成を図ろうと するものであります。2の基本理念につきましては、本市の良好 な景観形成の基本となるものを規定する予定であります。3の景 観計画の手続きにつきましては、今回の「景観計画」の策定、あ るいは今後の重点地区の指定などにより「景観計画」を変更する ときは、景観審議会の意見を聴くこととするなどを定める予定で あります。4の景観形成重点地区につきましては、今回「景観計 画」の中で、本市独自の制度としまして、「景観形成重点地区」及 び「景観形成推進地区」を設けましたので、条例においても規定 をする予定であります。5の行為の届出につきましては、資料右 側の一番下をご覧ください。景観法に基づきます景観計画区域を 定めますと自動的にすべての建築物等が届出の対象となります。 そのため、今回の「景観計画」では、届出対象の建築物につきま しては、高さ10mを越えるものと規定しておりますことから、 条例におきまして、高さ10m以下については、届出対象行為か ら除外する旨の規定が必要となります。

また、今後、重点地区を指定していくにあたっては、この除外 する規模についてもそれぞれの地区によって、変わってくること になるかと思います。

6の勧告の手続きにつきましては、これらの届出された内容について、協議させていただき、必要な助言・指導を行いながら、 適正な誘導を図ろうとするものであります。

以上が、条例の内容となっております。

条例の基本的な枠組みは、このような形で考えておりまして、 現在、部内調整を図っております。

最後に資料2にもどっていただきますが、今後のスケジュールでございます。来月6日に「都市計画審議会」を開催しまして、 ご意見をいただき、その後、庁内手続きに入りまして、8月の庁 議で策定し、公表の予定であります。

また、条例につきましては、秋に上程する予定であります。その後、3か月の周知期間を経まして、来年1月施行を目指して参りたいと考えております。

今回の計画は、本市全体の景観形成の方針を示し、景観法を根拠として、より実効性のある景観形成への第1ステップとして考えております。

今後、景観形成重点地区などを推進しながら、宇都宮の「顔」 となる景観の形成を目指し、魅力ある都市景観となるよう努めて まいりたいと考えております。

以上で、宇都宮市景観計画(案)の説明を終わります。よろしく ご審議の程お願いします。

#### 藤本会長

事務局からの説明が終わりました。宇都宮市全体の計画となっており、濃い内容のものとなっておりますが、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

#### 上田委員

8年前まで、河川や緑地関係の実務に携わってきましたが、今は、大学の研究室でまちづくりの調査・研究をしながら、主に市民活動をしております。景観で言えば、「人・まち・景観フォーラム」というグループに所属しておりまして、そのグループを代表

して,より市民感覚に近い立場からの意見として,ご了解いただけたらと思います。

まず2点ありまして、1点目は、重点地区のことですが、方針やルールはこれから作ることになると思いますが、例えば、大谷、歴史軸、JR駅前は、公共的な性格を有する景観だと思います。そのため、このような地区のルールを決めるときに、その地区の住民だけでなく、より広い範囲の市民も関与できる仕組みがほしいと思う。これは、昨年来から二荒山神社前の再開発について、賛成、反対の議論がありましたが、結果がどうあれ、関心のある市民がかなり多かった。その人達が、自分のまちのシンボルとなるような場所の景観づくりについては、積極的に提案したいし、関わりたいと思っている。仕組みとして、これらを実現できようなものがほしい。この公共的な景観を誰がどう決めるのかということですが、例えばアンケート調査なり、一定数以上の署名が得られたら、一般市民も関与できるような仕組みがほしい。

2点目ですが、この計画ができた後の運用が重要になってくると思う。庁内の関連する部署にどれだけ浸透するのか心配である。市民への周知は重要だが、それ以前に庁内の関連部署、あるいは県庁、意外に県と市の連携が図られていない部分もありますので、きちんと連携していただきたい。

#### 藤本会長

2点ありまして、1つ目が重点地区の指定の中で、地区住民だけでなく、うまく市民参加を促す仕組みが必要ではないか。2つ目は、計画の実効性をちゃんとしてほしいということです。行政内部への波及効果や県、あるいはそのような団体との連携をする。

#### 事務局

例えば大谷地区など、重点地区の指定をするときには、地元説明会を何回か行うことになりますが、このルールでどうかということなど、ご意見を伺いながら、推進していきながら、重点地区がまとまっていくことになると思いますが、地区外の人たちは参加してはならないということではなく、公民館や地区市民センターなどで、誰でも入れるような形で、話し合いを行っていく予定であります。

ただし、規制が伴うものでありますことから、ルールづくりの

内容によりますが、地区外の規制意見と実際に規制される地区内 の人との調整は必要になってくると思われます。

また,市は当然ですが,県や国あるいは国の外部機関などがありますので,例えば,国では橋脚の色を決めるにあたっても市の意見をいただくなど景観形成に感心があり,市からも積極的にこの景観計画を周知していきたいと考えております。

### 藤本会長

まちづくりで、利害関係者 (ステップホルダー) はどこまでなのか。景観づくりでは、あいまいな部分が多いので、その辺についても検討していただければと思います。

# 岡田(義)委員

資料3の第5章について、概念図のところで、景観協議会が位置づけされているが、今とは違ったシステムで動くことになるのか。利害関係者だけでなく、みんなで考えていこうというシステムが出来ているようにみえますが。

#### 事務局

地域ごとに景観協議会を作り上げていくことになると思いますが、すでに景観協議会があるわけではなく、これから作っていくことになります。

#### 上田委員

その景観協議会の中に、より広い範囲の市民は入れるのでしょうか。例えば歴史軸の景観協議会として、中心市街地以外の人た ちが、その協議会に入ることは可能なのでしょうか。

#### 事務局

仕組みとしては、出来ることになっている。その内容にもより ますが、システムとしては可能であります。

### 藤本会長

ステップホルダーの範囲として,歴史軸の地権者のみではなく, 一般市民にとって,景観づくりとして参加する機会を確保してほ しい。ということだと思います。

#### 事務局

今後、運営方法など検討して参ります。

#### 永沼委員

資料2の2枚目の良好な景観形成のための行為の制限について

でありますが、2の景観形成重点地区等における制限で、「地区ごとに定められる行為を届出の対象」としてという意味がよくわからないが、具体的にどのようなことを言っているのか教えていただきたい。

# 事務局

市全域については、10mを超えるものを届出対象としたわけですが、例えば、ここの重点地区では10mよりもっと厳しい規制をしたいと地区の合意が得られれば、届出を8mにするという決め方ができることであります。

## 永沼委員

今回の景観計画は、誘導が主体になると思う。規制を厳しくすれば、私有財産権の侵害など難しい問題もあると思うので、誘導 していく、協力をお願いするということになる。

具体的な例として、今、商工会議所ではホテルの建築ラッシュで、ビジネスホテルなど九州に本社のある大手の会社は、建築確認をするのに九州で確認ができる。民間で建築確認ができるので、今回の景観計画の届出で彩度3以下などの指導ができるのか。

#### 事務局

市では、大規模建築物の届出制度を建築指導課で行っております。建築基準法上の建築確認も同じ建築指導課で行っておりまして、民間でも建築確認ができますが、建築基準法の建築確認時点で景観計画の届出がなされていないことが判明すれば、届出を行っていただく。そこで、基準内容に合わせていただくようにすることで考えております。

### 藤本会長

これに関連することで、参考資料1の届出対象行為の建築物については、資料を簡略化しすぎて、この内容を素直に読めば、高さ10mを超えかつ建築面積1、000㎡を超えるものと読めるので、これは「又は」を入れないと勘違いされてしまう。誤解のないようにしていただきたい。

#### 坂本委員

広告物の制限について、周りの景観と配慮した色彩やデザインとすることになっているが、判断する基準は、なかなか難しいと思うが、ガイドラインのようなものを作るのか。どういう方向で

進められていくのか伺いたい。

### 事務局

現在,市ではこの色彩について,色彩ガイドラインを作成していくことで考えております。そこで一定のガイドラインを設定して指導できるようなことで考えております。また,景観アドバイザー制度も活用しまして,一定の指導を行っていこうと考えております。

#### 坂本委員

都心部グランドデザインを市では作成したが、基本的には、これらも踏まえた形で、今後中心市街地を整備していくことになると思いますが、これらグランドデザインなどとの整合も図られているのでしょうか。

### 事務局

基本的には、各種行政計画との整合を図りながら、計画を策定 しております。あくまでも、この計画が出来たからといって終わ りではなく、今後の重点地区を含め、必要によって内容を加えて いくことで考えております。

#### 赤羽委員

景観阻害要因には、グレーゾーンが多く、例えば屋外広告物法の範囲でなかなか制限できない企業のイメージカラーなどは、建物自体をラッピングさせて同一の色彩にして、広告内容部分は小さいものもある。重点地区では、あいまいな部分を検討できるような、文章だけで見ただけではわかりづらい面もあると思うので、好ましくない例を挙げて、具体例を示していけば、市民レベルではわかりやすいのではないでしょうか。確か、滋賀県でこのようなパンフレットを作成していたような気がする。例えば、届出対象以下のものでも、景観上の配慮が必要なガイドラインを作っていただきたい。

これは、この景観審議会と屋外広告物審議会との連携で、詰めていけば良いと思うので、ぜひご提案いただければと思います。

#### 事務局

今後、色彩ガイドラインを作成する際には、このような好ましくない事例などを載せながら、また、重点地区などの地元に入っ

ていくためには、市民にわかりやすいパンフレットを作成しなければならないと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願いします。

# 高梨委員

行為の制限の中で、共通項目として植栽緑化とあるが、実際に小さな花壇を作るのでも緑化になる。ですから、開発行為に対して、具体的にどのくらいまで、という形を決めていかないといけないのではないでしょうか。例えば、街中にしても郊外にしても大きな開発をした場合、必ずそこには、高木が何本、低木が何本、種類は何か。開発に対する緑化面積など、目安がないと自由裁量になってしまう。

工場関係ですと、工場立地法があり、緑化率が決まっているが そのような地域が、風致地区以外にはない。最近の事例では、郊 外の大きな店では、申し訳程度に小さな木を植えるだけで、これ では、逆に言えば、緑の自然林、里山や平地林を壊している。

やはり大きな開発行為には、特に緑地に対する制限を考えていただきたい。植栽については高木なり、中木なりの目安について将来を見据えた形で、より具体的に設けていただければと思います。

#### 藤本会長

都市計画マスタープラン等で、緑被率というコンセプトは入ってませんか。

#### 事務局

入ってません。風致地区だけでございます。後は工場立地法となります。緑化のガイドラインについても、残してほしいという 文言になっている。

# 藤本会長

何を植えるのか。幼木を植えるのか。高木を植えるのかによって全然変わってきてしまう。

#### 高梨委員

将来性を考えた方が良い。それをきちっとしておかないと景観が保全・創設されなくなる。できれば、そのような制限を設けていくことを考えていただきたい。

### 小花委員

1つ目は、行為の制限について、落ち着きのあるもの、調和したものなどは、主観的な部分が多いため、人それぞれ落ち着きのあるという感じ方は違うので、ガイドラインを作るということで、少しは安心していますが、これは参考資料となるので、これを踏まえて提出してきたものついて、自分たちの考える落ち着きや調和とかけ離れたものであった場合は、指導をして再提出することがあるのでしょうか。

2つ目は、宇都宮らしい景観を考えると難しいけれども、地場のものを何%使用した場合、例えば大谷石を外壁に何%以上使用した場合は、奨励を含めて将来的に何らかの補助みたいなものがあるのでしょうか。

# 事務局

色彩などについては、色彩ガイドラインをもとに誘導を行って まいりたいと考えております。実効性の高い指導の仕方や仕組み づくりについては、今後も検討していきたいと考えております。

また、地場産材の使用についても、宇都宮らしさを表現する要素として、この計画の柱となっているものでもありますので、色彩ガイドラインの中でも、宇都宮らしさについて出せるような色彩や地場産材の使用も含めて考えていきたいと思っております。

#### 増渕委員

重点地区を指定して、重点地区のみなさんが景観協議会を作って、その街並みを作っていくことの流れでよろしいと思いますが、そこに、彩度3以下にするなど、なかなか市民にはわかりづらい。もっと市民にわかりやすくしていただいて、どのようにまちづくりを行ったら良いのか具体的に提示していったら良いのではないでしょうか。

# 事務局

今後,重点地区の指定に向けて進めていくわけですけれども, まずは地域のリーダーとなる人に動いていただいて,地元をまと めていただくような活動を支援していきたい。また,地元にその ような人がいない場合は,市が直接入ってリードしていかなけれ ばならないと考えております。

藤本会長| 事務局に確認したいのですが、今回は景観計画(案)の審議が

メインとなりますが、参考資料として景観条例があり、この扱いは審議会として、どうしたらよいのでしょうか。このスケジュールですと、景観条例についての審議はこれからないように思えるのですが。

### 事務局

審議会と議会との関係になりますが、当審議会につきましては、 この「景観計画」を審議していただき、この計画を運用するため に景観条例が必要になってきますので、条例については、議会に 委ねることになります。

条例の内容については、審議会では審議はしません。参考意見 としてはいただけます。

# 永沼委員

那須地域に行きますと,那須街道の看板がこげ茶色で統一されていて,派手な看板が無いが,那須町がしっかりと規制しているのでしょうか。それとも地元の自主的な取り組みなのでしょうか。

#### 坂本委員

那須地域は、栃木県の条例で規制されています。宇都宮市にも同じような規制が日光街道にあり、大きさは1㎡以内で、材料は焼板にするなど、具体的に素材まで規制されている。

#### 藤本会長

電飾も禁止ですね。那須については、当初は沿道景観条例として那須町が規定したのが始まりですね。

#### 赤羽委員

確か6,7年前に公共の色彩賞を取りましたね。

# 上田委員

市民意識の啓発ということで、市民の学習の機会を積極的に位置付けていただきたい。二荒山神社前の論争がありましたが、賛成、反対以前に市民はあの論争が起きている事すら知らない人が多い。関心がない層にも少しでも意識を持ってもらいたい。子どものころからの景観学習ということがあり、教育委員会などとの調整が難しいとは思いますが、それが無理であれば、地域コミュニティセンター単位で、地域の景観づくりについて学習するということを積極的に支援していただければと思う。宇都宮市でやられている景観出前講座を進めていくのもいいですが、それ以外に

地域の人が気軽に参加できるワークショップなどをやる場合に専 門家を派遣するなどの支援があれば良いと思う。

北海道の東川町では、景観について各公民館単位で、景観推進員がいて、地域内の良い景観や阻害しているもののパトロールや不法投棄の監視をしたりしている。宇都宮市も「違反広告物除却ボランティア制度」があり、それを発展させた形で、地域の力を借りながら「ビューレンジャー」のようなものにしてみてはいかがでしょうか。

#### 事務局

今後、十分に参考にさせていただき、学習機会の支援や違反広告物除却ボランティアの進化発展等を検討させていただきたいと思います。

現在,出前講座などでは、学校の総合学習の授業の中でさせていただいており、これからも教育委員会との連携を検討しながら、併せて地域コミュニティセンターからも出前講座の要望もあり、出前講座を拡大していくことで考えております。

#### 藤本会長

事務局の方もワークショップの技法などを活用していただき、 ただ絵を見せて講義をするだけではなく、少し工夫をされてみた 方が良い。

#### 藤本会長

ご意見・ご質問も出尽くしたようですので,(2)「宇都宮市景観計画(案)について」はよろしいでしょうか。

### 各委員

異議なし。

#### 藤本会長

それでは, 異存なしとして答申いたします。

以上で本日の議事は終了致しました。

# < 6. その他 >

藤本会長

続きまして、6.「その他」の事項に入ります。 事務局より何かございますか

#### 事務局

次回の開催予定につきましては、まだ日程については事務局で

調整させていただきますが、今年度中に先ほどの色彩ガイドラインにつきまして、2回目の開催を予定しております。早い段階でみなさまには日程等について、お知らせしたいと思っております。よろしくお願いします。

藤本会長

委員の皆様から何かありますでしょうか。

各委員

意見なし。

# < 7. 閉会>

藤本会長

それでは、これをもちまして第1回宇都宮市景観審議会を閉会 いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。

事務局

ご審議ありがとうございました。

終了。